

第五條

行したる外泊は東京は二円七十五銭、その他地方は二円とす、但し娯楽料を支給せず
本館の指命により日曜祭日にあつたる出勤日には給費を減額し全日任務に服する時は一月五十銭の娯楽料を支給す、但し正午よりの場合は一円とす

常任執行委員會規定

第一章 総則

第一條

常任執行委員會は本会の常任執行部によつて組織す

第二條

常任執行委員會は必要に悉く特別委員會を任命することを得

第二章 會 議

第三條

常任執行委員會は定規日曜（午前十時開會）會長三以上召集することを得

第四條

但し重要事項を決定したる時は臨時常任執行委員會を召集することを得
定期に會議する時は、會長の承認を得て召集することを得、但し會議を滞延することを得

第三章 業 務

第五條

常任執行委員は毎日、日報を作成し一覽の場所に綴り込むべし

第六條

常任執行委員は毎朝午前十時迄に本部に集會し業務の打合せを行ふべし
但し地方事務局諸其他職務の都合上是期打合せに能はざる時は適當なる方策によつて常に連絡打合せを行ふべし

第七條

會長は常任執行委員會、執行委員會、代議委員會の召集、議案の監視、議事録の作成の責任者として其の任務に服するものとす

第八條

主事は各會議に業務の一般報告及決議決定事項の執行をその任務とす

第九條

主任書記は會長の輔佐及本部事務一切を管理するものとす